

県が締結する契約に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第83号

県が締結する契約に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第6条第2号の規則で定めるもの)

第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、事業者における条例第3条第2項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。

(条例第7条第4号の規則で定める者)

第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員
- (2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。